

四日市市告示第190号

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成20年四日市市告示第90号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定事業者の指定要件)</p> <p>第12条 第5条の指定事業者の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第5条に規定する生活介護、<u>自立訓練及び就労継続支援B型</u>を行うものに限る。)及び指定障害者支援施設</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(指定事業者の指定要件)</p> <p>第12条 第5条の指定事業者の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第5条に規定する生活介護<u>及び自立訓練</u>を行うものに限る。)及び指定障害者支援施設</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

改正後			
別表第1			
算定基準額(1回当たり・消費税及び地方消費税を含む。)			
	区分3(重度)	区分2(中度)	区分1(軽度)
(略)			
備考			

日中一時支援費の額の算定については、上記の単位に、当該日中一時支援を実施する事業所が所在する地域区分により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の規定に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に掲げる地域区分ごとの生活介護の割合を乗じるものとする。

（注1）から（注3）まで （略）

改正前

別表第1

算定基準額（1回当たり・消費税及び地方消費税を含む。）

	区分3（重度）	区分2（中度）	区分1（軽度）
（略）			
備考			
日中一時支援費の額の算定については、上記の単位に、当該日中一時支援を実施する事業所が所在する地域区分により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の規定に基づき、 <u>厚生労働大臣が定める一単位の単価</u> （平成18年厚生労働省告示第539号）に掲げる地域区分ごとの生活介護の割合を乗じるものとする。			

（注1）から（注3）まで （略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和6年5月31日までの間、就労継続支援B型を行う指定障害福祉サービス事業者が四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱第12条の指定を新たに希望する場合における申請の期限については、四日市市障害者(児)日中一時支援

事業実施要綱第13条中「事業を開始しようとする月の前月の15日までに」とあるのは、「事業を開始しようとする日の前日までに」と読み替えるものとする。

(健康福祉部障害福祉課)